

自治基本条例の制定について

I 自治基本条例とは何か

1 代表的な定義

- (1) 自治体の運営・経営全体に関して、その基本理念、基本原則、制度等を定めるもの。また、まちを元気にするための理念や制度・仕組みを規定し、住民を幸せにする道具となる。
- (2) その自治体の地方自治（住民自治、団体自治）の基本的なあり方を規定し、かつ、その自治体における法の体系の頂点に位置づけられる条例。⇒「自治体の憲法」
※ 自治体とは、役所だけではなく、議会、市民も含む広い意味である。

2 自治基本条例の要件

次の事項が定められている。

- (1) 自治（まちづくり）の基本理念や基本原則
- (2) 市民が自治（まちづくり）の主体として位置づけ（権利や責務）
- (3) 役所や議会が自治（まち）のためにがんばる規定
- (4) 市民や市民活動団体が自治（まち）をつくるにあたり、元気で活動することができる規定

II 自治基本条例の必要性

1 第3の改革による必要性

第1の改革	明治維新	→	明治憲法
第2の改革	戦後改革	→	日本国憲法
第3の改革	地方分権改革	→	自治体の新たな憲法

2 限られた資源を有効に使うシステムの必要性

- (1) 人口減少と財政難への対応
 - ① 限られた資源を有効に活用しながら、自治体のメンバーが元気に活動してまちをつくっていくことで乗り切っていくためのルールが必要。
- (2) みんなが生き生き活躍できるルール
 - ① 地方分権でどんなまちにするかを自分たちで考え、地域で選択・決定することが必要。
 - ② 市民が、役所や議員任せではなく、公共主体としての確に判断・決定できるような条件や仕組みの整備が必要。
 - ③ 役所や議会が、市民のためという原点に立ち戻ってがんばるための行動基準や心構えを明らかにする必要。

- 自治体のメンバー全員が、元気でがんばれるような制度や仕組みを用意し、それによって、みんなが幸せに暮らせる社会をつくっていこうというのが自治基本条例である。

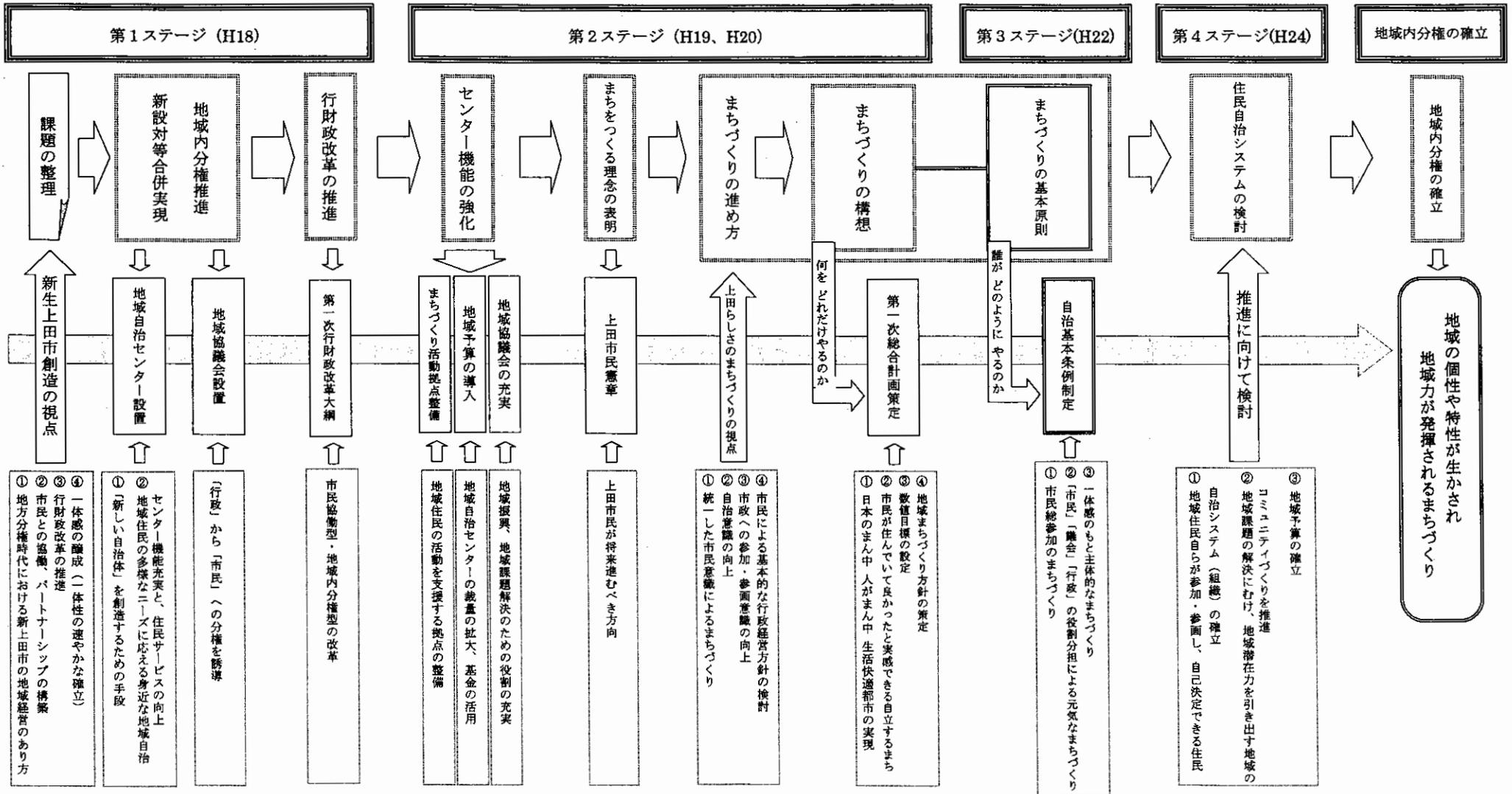
3 地域内分権推進における必要性

資料4-1「地域内分権の推進における自治基本条例の制定について」のとおり。

地域内分権の推進における自治基本条例の制定について（案）

趣旨・目的

- 地方分権の進展に伴い、地方自治体は自己責任・自己決定による、地域の個性と特色を生かしたまちづくりや行政経営が求められている。
また、自律的な行政経営や地域経営を進めていくためには、どのような考えでどのようなまちづくりをするのかを明らかにするとともに、市民が市政に参画するための基本的考え方を始め、まちづくりに関し、的確に判断、決定できる条件や仕組みの整備が必要になってきている。
- 上田市は旧4市町村による分権型合併を選択し、今後、更なる地域内分権を推進していく必要があり、自治体のメンバーである市民、議会、行政が、元気で頑張れる制度や仕組みである自治基本条例を策定し、地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮される上田市の創造に向けた取組みを行う。



「わがまち魅力アップ応援事業」について

趣旨・目的

1 個性あるふるさとづくり応援事業（自治会等対象）

地域の固有な資源を活用し地域の価値を高めることにより、ふるさとに誇りや夢を持ちコミュニティを活性化させるため、自ら実施する個性的な地域づくりを目指す事業を応援する。（一地区一価値づくり推進）

2 特色あるまちづくり応援事業（市民活動団体対象）

市民自らが創意工夫し、多くの市民を対象に公益的(※)事業を実施することにより、魅力あるまちづくりの推進する事業を応援する。

(※公益的:申請団体の構成員内の活動にとどまらず、不特定多数の参加が見込まれるもの)

事業の概要

1 個性あるふるさとづくり応援事業（略称「ふるさとづくり事業」）

対象者	自治会・地区自治会連合会
対象となる事業	自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能などの資源を掘り起こし、地域の価値を高め、又は創出し、ふるさとに誇りや夢を持つことでコミュニティの活性化を図り、地域の一体感の醸成に寄与する継続性のある地域づくり事業を対象とする。
地域資源	有形無形を問わず、1地域1テーマを登録するものとする。
対象経費	裏面参照
補助限度額	150万円
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	5年以内（補助総額150万円以内）

※ 対象テーマ例

- ・「蛍飛び交う環境にやさしいまち〇〇自治会」（用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛍を復活させ、飛び交う時期には蛍を見ながらの交流会を行う等の事業）
- ・「歴史の薫る町並みを生かしたまち〇〇自治会」（街並みに花を植え育てたり、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニティの活性化事業）
- ・「桜街道の道づくりの里〇〇自治会」（次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え、育て、開花時には、写生大会や花見会等を行って交流を図る事業）

2 特色あるまちづくり応援事業（略称「まちづくり事業」）

対象者	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、参加者を限定せずに世代間・地域間交流が促進する事業として自主的に実施する新生上田市の魅力をアップするまちづくりに寄与する事業を対象とする。
対象経費	裏面参照
補助限度額	100万円
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	2年以内（補助総額100万円以内）

※ 対象事業例

- ・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業
- ・ 市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業
- ・ 大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業 など

補助対象経費

(※ ただし、総事業費から参加負担金等の収入を除く)

項目	内容
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金 (行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない)
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (上田市の基準による)
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等 (電話・FAX料を除く)
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費 ※ 上限額は、補助金額の1/3以内
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品(価格が3万円以上で5年以上使用する物品)の購入費 ※ 上限額は、補助金額の1/5以内

※ 申請時に見積書が必要な経費

印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が3万円以上の使用料・賃借料、原材料費等

補助対象外経費

<ul style="list-style-type: none"> ・団体の事務所等を維持するための経費 ・団体の経常的な事業に要する経費 ・団体の構成員の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費、謝礼 ・不動産取得費 ・公租公課 等
--

補助対象外事業等

- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業(事業開始は原則として補助の交付決定後とする)
- (3) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (4) 「ふるさとづくり事業」においては、計画時において5年以上の継続性が認められない事業
- (5) 「まちづくり事業」においては、申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (6) 「まちづくり事業」においては、合併前の旧市町村の地域づくり補助を受けた事業
対象補助金: 元気な地域づくり事業補助金(上田・武石地域)、住民提案型事業補助金(丸子地域・ただし、19年度補助実績があり、補助期間が2年以下の事業を除く)、地域づくり活動事業補助金(真田地域)
- (7) 一団体への補助は一年度あたり一事業に限る。

申込から交付までの流れ (下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。)

募集案内 3月に広報うえだ及び上田市ホームページ、公的施設でのチラシ、協議会報等でお知らせします。

① 補助金選考申込

[第1次募集は4月1日から5月末までとし、状況により8月に追加募集を行います。]

補助金の交付を希望する団体は、以下の書類を主たる事業実施地域の各地域協議会事務局へ直接提出してください。事業内容についての聴き取りをさせていただきます。

- ①選考申込書(事業概要を記入していただきます。)
- ②収支予算書
- ③実施区域図(事業内容により必要な場合のみ)
- ④地域資源活用テーマ登録申請書(個性あるふるさとづくり応援事業のみ)
- ⑤団体概要書(特色あるまちづくり応援事業のみ)

② 交付事業選考

事業実施地域の「地域協議会」において、事業の選考及び実施にあたっての助言を行います。

③ 補助金交付申請

「地域協議会」の選考結果に基づき内定通知書を送付します。補助金交付の内定の受けた団体は補助金交付申請書を提出してください。

④ 交付決定

市長が補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付します。

⑤ 事業開始

交付決定を受けた後、事業を開始してください。なお、事業を中止する場合は補助金交付申請取り下げ書、事業等の内容が変更となる場合は変更承認申請書及び収支変更予算書の提出してください。

⑥ 実績報告

事業完了後、速やかに以下の書類を提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 事業内容がわかる資料(写真・当日のチラシ等)
- ④ 領収書の写し等

⑦ 交付額の確定及び交付

市では実績報告書に基づき補助金の交付額を確定後、補助金を交付します。

上田市都市計画マスタープラン地域別構想 真田地域（案）

（1）将来像

（将来像）

**雄大な自然に恵まれ、
真田氏の歴史と文化が息づく魅力を誇りとし、
健康で活気あふれた交流のまち**

（基本目標）

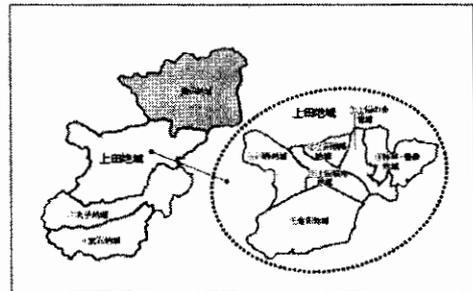
- 真田氏発祥の郷として培われた数多くの歴史・文化資源、また、菅平高原に代表される雄大な自然を大切に保全し後世に伝えていきます。
- 歴史・文化、自然、スポーツリゾート、農業などの地域資源を効果的に連携させ活用することにより、多くの人々を惹きつけ活気にあふれた交流のまちをめざします。
- 上田市街地近郊の落ち着いたある居住空間を形成するとともに、地域内外を連絡する道路交通環境などの充実を図り、多世代が健康で快適に暮らせるまちをめざします。

（2）現状と課題

I 地域の現況

真田氏発祥の郷として培われた数多くの歴史資源と、上信越高原国立公園に位置する菅平高原の雄大な自然環境、また、四季を通じて多くの人々が訪れるスポーツリゾートなどの特性を備えています。

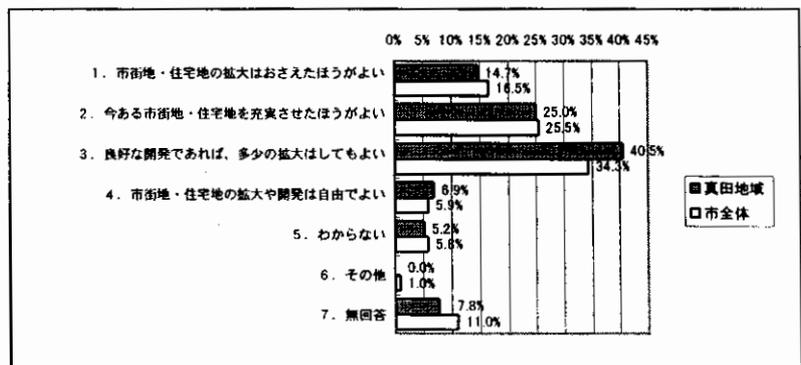
地域自治センター周辺には都市的機能が集積しており、また上田市街地近郊の地域南部では、宅地化が進行しています。



II アンケート結果

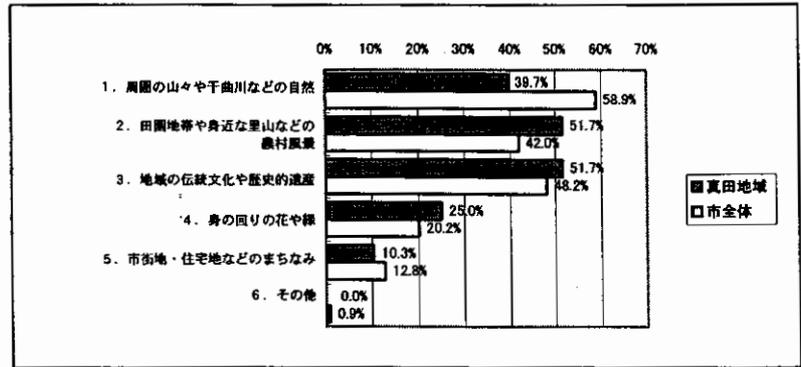
①地域に市街地や住宅地が拡大することについて

○良好な開発であれば多少の拡大はしてもよいとの意向が最も高く、次いで、今ある市街地・住宅地の充実という回答が高くなっています。



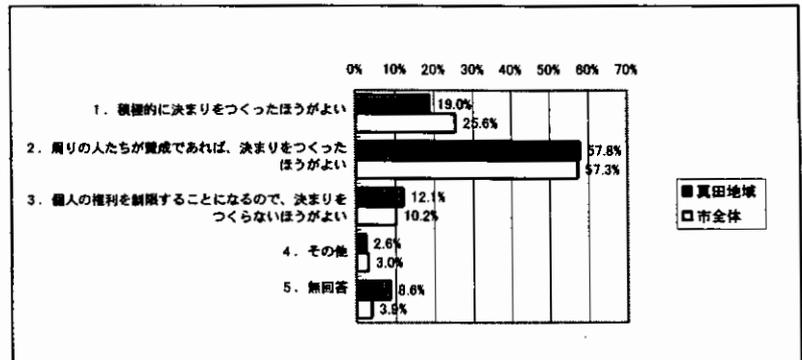
②大切にしたい景観について

- 伝統文化や歴史的遺産、田園・農村風景が同じ割合で、大切にしたい意識が最も高くなっています。次いで、山々や河川などの自然に対する意識が高くなっています。
- 身の周りの花や緑に対する意識については、市全体と比べて、より高くなっています。



③まちづくりのルール必要性について

- 周りの人たちが賛成であればルールをつくった方がよいとする回答が最も高く、積極的に決まりをつくった方がよいとする回答とあわせると、約77%となります。



III 地域の都市づくりにおける主要課題

○土地利用について

- ・菅平高原の雄大な自然環境を保全しながら、多くの人々の交流を生むスポーツリゾートとしての環境の充実が必要です。
- ・上田市街地近郊の地域南部では住宅立地が進んでいることから、農地と住宅地が調和した適切な土地利用を調整していく必要があります。

○道路や公共交通について

- ・交流促進と生活利便性向上のため、国道144号上野バイパスの整備や国道406号の菅平湖橋及び堆雪帯の整備が必要です。
- ・誰もが安全で快適に移動しやすくなるよう、主要な道路沿いの交差点改良や歩道整備とともに公共交通の維持や利用促進が必要です。

○自然環境や景観について

- ・地域の水資源を保全するため、水源涵養の場となる森林と水辺環境の整備が必要です。
- ・真田氏発祥の郷としての歴史や文化を醸し出す景観を大切に保全していく必要があります。

○地域拠点の形成

- ・地域自治センター周辺や国道144号線沿いでは、地域の交流を促進し生活利便性を高める拠点づくりが必要です。
- ・菅平高原では多様な交流を生む観光地としての環境整備が必要です。

○生活環境の保全や防災に関する整備について

- ・自然災害による被害を未然に防ぐため、危険箇所の改善や河川整備が必要です。

（3）都市づくり方針

（◆…全体構想の重点課題に係る課題）

I 都市基盤の形成方針

①土地利用の誘導方針

菅平高原の雄大な自然を求めて多くの人々が訪れる環境を整備するとともに、広大な農地の保全・活用も進めます。また、自治センター周辺を生活の拠点として、市街地近郊の魅力ある居住空間としての形成に向けて、自然・景観と調和した秩序ある土地利用を調整します。

〔具体的な方針〕

- ・長地区や傍陽地区では、農地と住宅が調和した農業・集落ゾーンを形成し農地の保全をめざします。
- ・本原地区一帯は上田市街地近郊に位置し宅地化が進んでいることから、自然と調和した土地利用の誘導に関するルールづくりについて、地域住民と協議を進めます。
- ・菅平高原地区では自然公園ゾーンを形成し、農業と調和したスポーツリゾートとしての施設整備や交通環境の充実をめざします。
- ・地域の中心となる地域自治センター周辺は、周囲との調和を図りながら多目的な土地利用を促進します。
- ・国道144号沿線は、日常生活に必要な商業施設や沿道サービス施設、病院などが集積する複合用途系ゾーンとして形成を図ります。
- ・地域の周辺を囲む里山や森林は、緑や水源を確保する保全緑地ゾーンとして保全と活用をめざします。

②道路や公共交通の整備方針

交流人口の拡大と日常生活の利便性向上をめざして、地域の生活や交流の基盤である交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の整備や移動制約者に配慮した、誰にもやさしい交通環境づくりを進めます。

〔具体的な方針〕

- ・国道144号の上野バイパス、国道406号の菅平湖橋及び堆雪帯の整備を促進します。
- ・幹線道路や主要な生活道路などでは交差点改良（国道144号本原地区の交差点など）を促進するほか、誰もが安全に安心して通行できる歩道整備を促進します。
- ・集落間道路や主要施設へ通じる道路及び観光地を巡る道路として市道燕線、原野地2号線をはじめとする整備を促進します。
- ・公共交通の維持と利用促進のための運行の改善を進めます。

II 地域資源の保全・活用及び拠点整備の方針

①自然環境、景観の保全・活用方針

地域を代表する真田氏の史跡・文化財などの歴史や文化を醸し出す景観を大切に保全していきます。また、豊かな自然に調和した住環境をそこなわないよう、適切な規制や誘導方法を取り入れていきます。

〔具体的な方針〕

- ◆真田氏城跡群をはじめとする歴史的及び文化的な史跡では、景観の保全を図るとともに建築物の外観や色彩、高さ等に関するルールづくりについて地域住民と協議を進めます。
- ◆主要な道路の沿道などでは自然景観を保全する施策の検討を進めます。
 - ・集団的な優良農地については農業振興の施策と連携して保全していきます。
 - ・神川、傍陽川、洗馬川などの水辺環境の保全に努めます。また、河川の整備にあたっては安全性の向上とともに自然の姿に近い形になるよう配慮します。
 - ・永続的な水源涵養の場となる森林の整備を推進するとともに、子ども達の学習の場として活用を図ります。また水資源の有効活用についても検討します。
 - ・上信越高原国立公園に位置する菅平高原や角間溪谷など、豊かな地域固有の自然景観を保全していきます。
 - ・御屋敷公園、古城緑地広場、傍陽ふるさと公園等の既存公園や史跡については、修景施設、案内板など充実を図ります。

②地域拠点の形成方針

真田地域の生活や交流の拠点機能を充実させるとともに、拠点の連携を進めことにより地域全体の活性化を図ります。

〔具体的な方針〕

- ・自治センター周辺では、真田文化会館、福祉施設、教育施設、スポーツ施設、農業体験施設など既存の生活利便機能の集積を活かしながら生活複合拠点の形成を図ります。
- ・菅平高原では、菅平高原自然館整備の検討やサニアパーク菅平の機能充実を図ります。

Ⅲ 生活環境の保全や防災に関する整備方針

自然や歴史と調和した良好な住環境の中で安全に安心して暮らせ、若者が定住して子育てがしやすい住環境をめざします。

〔具体的な方針〕

- ◆自然や歴史・文化的なまちなみなどと調和した良好な住環境の保全や、生活環境に悪影響を及ぼす建物を規制していくルールづくりについて、地域住民と協議しながら検討を進めます。
- ・緊急車両通行のスムーズな通行に必要な、身近な生活道路の拡幅整備や改修を促進します。また、将来整備に関するルールづくりなどの検討を進めます。
- ・急傾斜地や地すべり地区など危険箇所の整備や大沢川などの未整備な河川の整備を進めます。
- ・災害緊急時の情報収集や伝達方法について検討します。
- ・住宅開発にあたっては自然や周辺環境へ配慮を誘導します。
- ・身近で利用しやすい公園整備を推進します。
- ・冬期の円滑な通行確保のため、除雪体制の充実及び強化を進めます。

地元負担率(案)

事業区分			新負担率(案)		現行の地元負担率						
事業名	細別	区分	市内全域			上田地域		丸子地域		真田地域	武石地域
			一般	特例 ^{注1}		一般	特例 ^{注2}	一般	特例 ^{注3}		
一般事業	農業用施設	単独事業	20%	15%	農道 単独補助	50%		6%	(5%)	30%以内	単独事業 25%以内 ^{注5} 20%以内 ^{注6} 15%以内 ^{注7} 12.5%以内 ^{注8} 10%以内 ^{注9} 補助事業 県から賦課された 分担金の範囲内
		補助事業	10%	7.5%		水路 単独補助	40%	(30%)	6%	(5%)	
		単独事業	40%	(30%)	用水路20%		(5%)	集落内20%以内	補助事業 県から賦課された 分担金の範囲内		
	補助事業	30%	(20%)	排水路10%以内	(5%)	集落外30%以内					
	農地	単独事業	25%	20%		40%	(30%)	30%	(10%)	20%以内	20%
		補助事業	12.5%	10%		30%	(20%)	30%	(10%)	20%以内	20%
災害復旧事業	農業用施設	単独事業	5%			10%	—	3%	—	30%以内 ^{注4}	—
		補助事業	2.5%			5%	—	3%	—	30%以内 ^{注4}	—
	農地	単独事業	10%			30%	—	5%	—	30%以内 ^{注4}	—
		補助事業	5%			20%	—	5%	—	30%以内 ^{注4}	—

- 注記：1 上田(殿城、西塩田、室賀)、丸子(東内、西内)、真田、武石
 2 須川、畑山、長入、岩清水、野倉、岳の尾、入組、大野田
 3 西内、平井、東内地区における県営中山間総合整備事業及びそれに関連する土地改良事業
 4 実際の運用上の負担率は0%
 5 鳥屋、沖、下武石、上武石の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 6 小沢根の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 7 下本入、上本入(下小寺尾、上小寺尾、権現)の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 8 上本入(唐沢、小原、築地原)の負担率。実際の運用上は負担率0%
 9 上本入(大布施巣栗、西部)の負担率。実際の運用上の負担率は0%

投票区	投票区域	投票所	男	女	名簿 登録者数 H19.12.1	調整方針	調整(案)	調整後 登録者数	調整後 投票所(案)
88	菅平	菅平高原国際リゾートセンター	536	524	1,060			1,060	菅平高原国際リゾートセンター
89	大日向(渋沢)	渋沢公民館	47	46	93			93	渋沢公民館
90	大日向(大日向)	大日向公民館	134	154	288			288	大日向公民館
91	角間	角間公民館	44	40	84	統合	91, 92, 93, 94を統合	835	長生涯学習館
92	横沢	横沢公民館	103	112	215	統合			
93	真田	真田公民館	200	235	435	統合			
94	十林寺	十林寺公民館	43	58	101	統合			
95	石舟	石舟公民館	122	119	241	統合	95, 96, 97, 110を統合	1,770	真田地域自治センター
96	戸沢、つくし	戸沢公民館	138	151	289	統合			
97	横尾、四日市	長地区コミュニティ消防センター	408	416	824	統合			
110	荒井	荒井公民館	201	215	416	統合	98, 99, 100を統合	932	そえひ保育園
98	萩	萩集落センター	185	177	362	統合			
99	曲尾	曲尾公民館	191	198	389	統合			
100	大庭	大庭公民館	89	92	181	統合	101, 102, 103を統合	572	傍陽西部地区コミュニティセンター
101	傍陽中組	傍陽西部地区コミュニティセンター	142	148	290	統合			
102	岡保	岡保公民館	67	71	138	統合			
103	入軽井沢	入軽井沢公民館	73	71	144	統合	104, 105, 106, 107を統合	726	横道公会堂
104	田中	田中創作館	77	82	159	統合			
105	下横道、中横道	横道公会堂	154	167	321	統合			
106	上横道	上横道公民館	57	56	113	統合			
107	穴沢、三島平	三島平公民館	67	66	133	統合			
108	上原、下郷沢、中原、表木、町原	本原担い手研修センター	505	548	1,053			1,053	本原担い手研修センター
109	小玉上郷沢、赤井	赤井公民館	119	124	243	統合	109, 112を統合	608	御屋敷公園 真田庵
112	下塚、竹室	竹室公民館	183	182	365	統合			
111	下原、出早	下原公民館	428	448	876	統合	111, 113を統合	1,330	下原公民館
113	大畑	本原地区コミュニティ消防センター	220	234	454	統合			